

平成21年度 宇宙利用促進調整委託費 ～衛星利用の裾野拡大プログラム～
公募要領

平成21年7月6日
文部科学省研究開発局

1. 事業名

宇宙利用促進調整委託費 ～衛星利用の裾野拡大プログラム～

2. 事業の趣旨

宇宙利用促進調整委託費は、「平成21年度における宇宙開発利用に関する施策について」(平成20年12月2日宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙利用が促進され、国民生活の一部に取り込まれることを目指し、人工衛星に係る潜在的なユーザーや利用形態の開拓等、宇宙利用の裾野の拡大を目的として、産学官の英知を幅広く活用する新たな仕組みを政府として構築する」とされたことを受けて創設されました。

本年度は、上記本部決定及び宇宙基本計画(平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定)等の方針に基づき、文部科学省が運用を行うこととし、その基本的な考え方は「平成21年度宇宙利用促進調整委託費の運用について」(別添1)に定めるとおりです。

3. 事業の内容

以下(1)に示すのプログラムに沿った課題を、産学官の競争的環境のもとで公募・選定し、宇宙の利用促進を目指すこととします。なお、宇宙開発戦略本部の方針に応じて今後プログラムを追加することもあり得ます。

また、事業運営体制及び事業実施の流れについては別添2のとおりです。

なお、本プログラムが対象とする「宇宙利用」とは、衛星(海外の衛星、宇宙ステーションを含む)を各種目的のために利活用することとします。

(1)公募対象プログラム

①衛星データ利用を促進する手法等の実証プログラム

➤ 目的

衛星からのデータを利用したいものの、情報やノウハウが不足している者が、外部からノウハウを導入する等して衛星データの利用実証を行うための取組や、情報やノウハウが不足している者に対して、それらを提供するための取組等を実施します。

➤ 対象者

- ・衛星データを利用したいものの、情報やノウハウ等が不足しておりできない者
- ・上記の者に対し、情報やノウハウ等を提供しようとする者

➤ 対象となる取組例

<情報やノウハウの獲得手法の開発に関するもの>

- ・外部から技術サポートを導入したり、地域協議会を設置する等により、衛星データの利用実証を行

う。等

<情報やノウハウの提供手法の開発に関するもの>

- ・地域の課題と衛星データの利用を結びつけ、利用者の視点に立った技術支援を行うコーディネーターを配置し衛星データの利用実証を行うなど、衛星データを利用するための技術的サポートを提供するにあたって有効な手法を実証する。
- ・最終ユーザーが利用しやすい衛星データセットを継続的に提供するための基盤構築の在り方を実証する。
- ・先行的な宇宙利用事例において蓄積されたノウハウなどを全国的に共有するためのネットワーク構築の在り方を実証する。 等

②衛星データ利用のための技術開発プログラム

- 目的
衛星データの利用を進める上で必要な技術的な課題を解決するための研究開発を推進する。
- 対象者
・衛星データを利用するための技術開発を行いたい者
- 対象となる取組例
・衛星データの加工、利用のためのシステムを試作する。 等

③衛星データを利用した新規利用開拓プログラム

- 目的
衛星データの新たな利用方法の開拓を推進する。
- 対象者
・衛星データを利用した新たな利用方法を開発して提供したいが、リスクが大きすぎてできなかった者
- 対象となる取組例
・衛星データの新たな利用形態を開拓するためのシステム開発を行う。
・開発した新たなサービスを試行的に展開し、その効果等を検証する。 等

④衛星データ利用のための人材育成プログラム

- 目的
衛星データの利用を拡大するための人材を育成する。具体的には、衛星データ利用の将来の専門家や利用者を育成するための手法の開発や、若手研究者のアイデアによる衛星データに関する研究を実施し、衛星データの利用に関わる人材の裾野を拡大する。
- 対象者

- ・衛星データの利用を拡大するための人材を育成したい者
- ・衛星データを利用して新たな研究を行いたい若手研究者

➤ 対象となる取組例

- ・若手研究者のアイデアによる衛星データ利用研究
- ・衛星データの利用に関する専門家になりたい者や子どもを対象として、衛星データの利用に関する知識を提供する有効な手法を検証する。 等

⑤準天頂衛星システム利用促進プログラム

➤ 目的

準天頂衛星システムの利用促進を図る。

➤ 対象者

- ・準天頂衛星システムの利用を促進するための取組を推進する者。

➤ 対象となる取組例

- ・準天頂衛星対応端末の開発
- ・準天頂衛星の利用促進に資するプログラム開発 等

※対象となる取組例についてはあくまでも例示であり、これらの取組を優先して採用するわけではありません。

(2)対象となる衛星等

利用する衛星については実用衛星、科学衛星、技術実証衛星等国内の衛星の他、宇宙ステーション、海外の衛星を含み、限定しません。但し、プログラム⑤については準天頂衛星に限定します。

(3)事業規模(平成21年度充当見込額)及び採択数

【①～④について】

- ・事業規模(平成21年度充当見込額)
原則として、1件あたり3千万円程度を上限とします。

- ・採択数
原則として、各プログラム3件程度で計10件程度とします。

(※採択数はあくまで目安であり、これにとらわれず、総合的な観点から採択課題を決めることとします。)

【⑤について】

- ・事業規模(平成21年度充当見込額)
原則として、1件あたり2～6億円程度とします。

・採択数

原則として、2件程度とします。

<参考>

①～④のプログラムについては、平成21年度当初予算(3億円)により措置されており、⑤については、平成21年度補正予算(11億円)により措置されています。

【共通事項】

使用できる費目の種類は原則として別表に示すものとします。

(4)実施期間

【①～④について】

3年以内(21年度～)とします。

ただし、複数年の実施を行う場合、平成22年度以降については各年度予算に基づき課題内容の見直し等を求めることがあります。

【⑤について】

⑤については、平成21年度補正予算により措置されたプログラムであるため、実施期間は1年以内(21年度内)とします。

4. 応募対象者及び応募対象者が所属する機関に必要な要件等

(1)応募対象者の要件

自ら実施する能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる以下に示す大学、研究機関、企業等に所属する職員、またはこれらの機関に属する職員で構成するチームとします。

- ・ 地方公共団体
- ・ 大学、大学共同利用機関、高等専門学校 等
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特例民法法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）

※特に地方公共団体、国公立試験研究機関においては、国(文部科学省)と平成21年度中に本委託費に関して契約できるかを十分に確認の上、応募して下さい。

なお、応募から事業終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、課題の実施者となることができません。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、課題の実施者が所属する機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求められます。

(2)代表者の指定

課題の実施者の中から、代表者を指定することとします。また、代表者以外の課題への参加者を「共同参画者」と呼ぶこととします。

なお、本制度においては、一人の代表者が複数の事業課題の代表者となって、同時に課題を実施することはできないこととします。ただし、代表者が他の課題におけるチーム内において共同参画者となることは可能とします。

(3) 所属機関の同意

代表者及び全共同参画者は、事業の実施までに以下について、それぞれの所属機関の同意(所属機関の長又は権限委任された人の同意)を得ておく必要があります。同意が得られてない場合は、契約が締結できないことがあります。

- ・ 本課題の実施を、当該所属機関の業務の一部として行うこと。
- ・ 本課題の実施に際し、当該機関の施設及び設備を使用すること。
- ・ 課題の実施に際し、当該所属機関が経理事務等を行うこと。

(4) 所属機関の要件

複数の機関に所属する職員で構成するチームの応募の場合は代表者の所属する機関が主管実施機関となり、その他の機関は、共同参画機関として参画するものとします。主管実施機関及び共同参画機関の要件は、以下のとおりとします。

○ 主管実施機関

- ・ 代表者が所属する、日本国内の機関
- ・ 文部科学省と直接委託契約を締結する。
- ・ 文部科学省からの直接の受託者として、一切の契約責任を有する。本年度の事業の一部を実施するとともに、運営管理、財産管理等の事務的管理を行う機関であり、共同参画機関との間において再委託契約を締結し、共同参画機関における課題の進捗状況及び課題に要する経費について管理する等、共同参画機関の調整も行うこととする。

○ 共同参画機関

- ・ 共同参画者が所属する機関
- ・ 主管実施機関との間で再委託契約を締結して課題に参画する。
- ・ 本年度の事業の一部を実施する。

※国外の機関が共同参画機関になることは可能ですが、その場合は、主管実施機関において会計上の管理が確実にできることを前提とします。

(5) 事務連絡担当者の指定

文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に代表者と連絡を取ることができる、代表者と同じ機関に所属する担当者(以下「事務連絡担当者」という。)を指定することとします。なお、代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできないこととします。

5. 企画提案書の提出等について

(1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省研究開発局参事官付(担当: 宅間、鈴木)
TEL: 03-6734-4148(直通)
FAX: 03-6734-4150
E-mail: uchu@mext.go.jp

(2) 提出書類等

- ① 提出書類: 「平成21年度宇宙利用促進調整委託費企画提案書一式」(「平成21年度宇宙利用促進調整委託費への応募について」、「提出書類チェックシート」及び様式1~様式6)
- ② 用紙サイズをA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記述して下さい。
- ③ 提出書類を2部(正本と副本)及び電子媒体(PDFとWord(MicrosoftWord2003以下を推奨)をCD-R、MO等に記録したものを1部)を送付又は持参して下さい。なお、電子媒体についてはメールでの提出も可能とします。その他書類の提出にあたっては以下の注記を参照して下さい。

○送付(郵便、宅配便等)

・簡易書留、宅配便等送付の記録が残る方法で送付して下さい。

○持参

・受付時間: 平日10時00分~18:00(12:00~13:00除く)

(注)

- i) 企画提案書を提出する際には、機関を通して提出して下さい。
- ii) 企画提案書に不備がある場合、審査対象となりません。
- iii) 企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記して下さい。
- iv) 企画提案書を受領した後の修正(差し替え含む)はできません。
- v) 提出書類については電子媒体も含めて返却しないので、各申請者が提出書類の写しを取るようにして下さい。
- vi) ファクシミリによる企画提案書の提出は不可です。
- vii) 電子メールにて電子ファイルを送付する場合、電子メールの件名は「宇宙利用促進調整委託費の申請(機関名)」として下さい。また、電子メールの容量が大きい場合(5メガバイト程度以上)、受け取れないことがあるため、容量が大きな電子媒体を電子メールで送付する場合にはファイルの圧縮や複数回に分ける等して送付して下さい。なお、複数回に分けて送付する場合、分けて送付することがわかる旨を電子メール中に記載して下さい。

(3) 提出期間

プログラム毎に公募期間が異なるので留意して下さい。(10. のスケジュールを参照して下さい)

プログラム①~④についての公募期間: 7月28日(火)~8月20日(木)

プログラム⑤の公募期間 7月6日(月)~7月27日(月)

6. 公募説明会の実施について

本事業の内容、応募の方法等についての説明会を以下のとおり実施する予定です。なお、応募者に出席の義務はありません。

(1)対象者:応募予定者

(2)日時

・1回目(開催地:関東)

開催日時:平成21年7月13日(月) 14:00~15:00(予定)

開催場所:文部科学省 18階研究開発局会議室1(東京都千代田区霞が関三丁目2番2号)

(文部科学省へのアクセス)

http://www.mext.go.jp/new_map/index.htm

※出席希望者は7月10日(金)15:00までに出席者の氏名及び所属を電子メールにて送付して下さい。その際のメールの件名は、「宇宙利用促進調整委託費の公募説明会(機関名)」として下さい。

・2回目(開催地:関西)

開催日時:平成21年7月17日(金) 13:30~14:30(予定)

開催場所:京都大学百周年時計台記念館2階(京都府京都市左京区吉田本町)

(京都大学へのアクセス(京都大学ホームページ))

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/campus/map6r_y.htm

※出席希望者は7月16日(木)15:00までに出席者の氏名及び所属を電子メールにて送付して下さい。その際のメールの件名は、「宇宙利用促進調整委託費の公募説明会(機関名)」として下さい。

(3)連絡先:担当者 宅間、鈴木 e-mail アドレス: uchu@mext.go.jp (TEL:03-6734-4148(直通))

(注)

i)説明会への出席者は各チーム2名までとします。

ii)事前の申し込みがない者は出席できない場合があります。また、会場等の都合により人数を制限することがあります。

7. 実施課題の選定方法について

「平成21年度宇宙利用促進調整委託費審査要項」(別添3)に沿って審査を行い、選定します。

8. 契約締結

選定の結果、文部科学省と採択予定課題の代表者が所属している主管実施予定機関で、企画提案書を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容等を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致しないこともあります。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。契約条件を調整するために、必要に応じて業務計画書の変更契約を行う場合があります。

9. 課題の実施について

課題の実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守して下さい。

ただし、課題の進捗状況に応じて、企画提案の内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応して下さい。

10. スケジュール

(1): プログラム①～④について

- i) 説明会 : 平成21年7月13日(月曜日)、平成21年7月17日(金曜日)
- ii) 公募開始: 平成21年7月28日(火曜日)
- iii) 公募締切: 平成21年8月20日(木曜日)
- iv) 審査: 平成21年8月下旬～9月上旬頃
- v) 契約締結・事業開始: 平成21年10月頃

(2): プログラム⑤について

- i) 公募開始: 平成21年7月6日(月曜日)
- ii) 説明会: 平成21年7月13日(月曜日)、平成21年7月17日(金曜日)
- iii) 公募締切: 平成21年7月27日(月曜日)
- iv) 審査: 平成21年7月下旬～8月上旬頃
- v) 契約締結・事業開始: 平成21年9月頃

11. 評価について

主管実施機関は、毎事業年度終了後に文部科学省に対して成果報告書を提出するものとします。文部科学省は課題終了時を目途に事後評価を実施します。なお、複数年に及ぶ課題の場合、文部科学省は中間評価を行います(原則として、毎年度終了後)。ここで行われた評価結果により、次年度以降の事業計画や予算配分の見直し等を行う場合があります。

12. 知的財産権の取り扱い

以下に示す知的財産権については、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利をすべて帰属させることができます。再委託先である各共同参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管実施機関と共同参画機関の間で取り決めて、企画提案書の様式4(実施体制について)中に記載して下さい。

- ・ 特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・ 著作権(著作権法)
- ・ 回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・ コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

ただし、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

13. 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託費により取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転します。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、主管実施機関(受託者)が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

14. 不正行為等に対する措置

(1) 委託費の不正使用及び不正受給に対する措置

委託費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については、以下のとおりとします。

① 措置

不正使用等が認められた者又はチームについて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めるとします。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加(※)の制限

本事業において、研究費等の不正使用等を行った実施者及びそれに共謀した者に対し、本事業への申請及び参加を制限することがあります。

(※)「申請及び参加」とは、代表者として提案、応募、申請、課題の実施を行うこと、また共同参画者として事業に参画することを指します。

(2) 不正行為に対する措置

課題の実施にあたり不正行為(捏造、改ざん、盗用以下不正行為等という。)が認められた場合には、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき不正行為が認められたチームについて、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(3) 競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度(※)において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限することがあります。

「競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成20年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

(※)現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(4)関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、課題を実施した場合には、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

15. 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(課題名、所属機関名、代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜ホームページ等において公開します。

16. その他

・課題が採択された場合は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領(平成19年2月制定、平成20年1月改正)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08031305/002.pdf)に基づいた委託契約を締結することとします。

・本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じ、ホームページ等で知らせることとします。

(別表)費目・種別一覧表

費目	種別	備考
設備備品費	—	取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費
試作品費	—	試作する装置に要する費用。 ※文部科学省の指示で資産計上する可能性があるもの
人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分	業務担当職員と補助者は必ず別の種別として下さい。さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員A」「部長級」等と細分した種別を用いてもよいこととします。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこととします。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意して下さい
業務実施費	消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額	種別欄は、上記の各費目に含まれない、(研究用等)消耗品費、国内旅費、外国旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、電子計算機諸費(プログラム作成費を含む)、保険料(委託業務実施する上で法律により保険料の支払が義務づけられているもの)、光熱水料(一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること)消費税相当額(消費税に関して非課税取引となる「人件費(通勤手当除く)」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の5%に相当する額)等を記載して下さい。 なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこととします。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上して下さい。
一般管理費		一般管理費は、委託業務を実施するうえで必要な経費であるが直接経費(設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費)以外の経費。 一般管理費率は、委託先の規程、規程がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方。 ※ 一般管理費の率は、1 契約期間中においては変動しない。 ※ 国の機関については、「一般管理費」を「事業管理費」(5%)と読み替える。

平成21年度における宇宙利用促進調整委託費の運用について(案)

平成21年6月12日
文部科学省研究開発局

「平成21年度における宇宙開発利用に関する施策について(平成20年12月2日、宇宙開発戦略本部決定)」を踏まえ、平成21年度予算として、文部科学省に宇宙利用促進調整委託費が計上されたところである。本年度は、上記本部決定及び宇宙基本計画(平成21年6月2日、宇宙開発戦略本部決定)」等の方針に基づき、人工衛星に係る潜在的なユーザーや利用形態の開拓等、宇宙利用の裾野の拡大を目的として、民間企業、大学、研究機関等を対象に、以下のとおり運用することとする。

1. 対象とする取組み

既存利用の展開や高度化、利用拡大のための技術開発、新たな宇宙利用方法・サービスの創出や、宇宙利用を進める人材の育成に資する取組み

2. その他運用に係る事項

- 原則として、対象とする取組について公募により課題を選定することとする。
- 複数年(概ね3年以内)に及ぶ課題の応募も可能とする。
- 宇宙開発戦略本部の方針を踏まえ、必要に応じ上記以外の取組みを追加することもある。

【参考】

平成21年度における宇宙開発利用に関する施策について(抜粋)

平成20年12月2日
宇宙開発戦略本部決定

1. 宇宙利用の促進のための新たな仕組みの構築

宇宙基本法の趣旨にのっとり、利用ニーズに対応した施策を推進することが重要であるが、気象衛星、通信・放送衛星等が国民の日常生活に深く浸透し不可欠な存在になっているものの、これまでの「だいち」、「きずな」、準天頂衛星等の利用に係る取組では、広汎な利用や国民生活への定着が必ずしも十分なものとはなっていない。今後は、これまでの取組に加え、宇宙利用が促進され、国民生活の一部に取り込まれることを目指し、人工衛星に係る潜在的なユーザーや利用形態の開拓等、宇宙利用の裾野の拡大を目的として、産学官の英知を幅広く活用する新たな仕組みを政府として構築することとする。

宇宙開発戦略本部

- ・事業全体の方針を提示

文部科学省

- ・宇宙開発戦略本部決定等の方針に基づき、事業を運営
- ・課題審査・評価等を行う審査評価会を開催、運営
- ・審査評価会の意見を踏まえて公募・選定に係る事務を実施
- ・実施機関と委託契約を締結
- ・実施機関から成果の報告を受け、評価に係る事務を実施

宇宙利用促進調整委託費審査評価会

- ・外部有識者により構成され、公募要領等の内容に関する検討、提案課題の審査、実施課題の評価等を行い、文部科学省に対して意見を述べる。

実施者

- ・文部科学省と実施者の所属している実施機関が委託契約を締結
- ・選定された課題を実施
- ・文部科学省へ成果の報告

事業の流れ

文部科学省

実施者

①: 運用についての基本方針決定（主体: 文科省）
宇宙開発戦略本部決定等に基づき、また審査評価会の意見を踏まえて公募要領を決定。

②: 課題公募（主体: 文科省）

③: 課題選定（主体: 文科省）
審査評価会において、審査を実施。
審査結果をもとに課題を選定。
④-1 書面審査(ヒアリング対象を選定)
④-2 ヒアリング審査(選定課題決定)

④: 結果通知、委託契約（主体: 文科省及び実施者）
応募機関に通知、委託契約締結。

⑤: 課題の実施（主体: 実施者）
（テーマにより異なるが1～3年）

⑥: 課題成果報告（主体: 実施者）
課題が終了した時点（複数年に及ぶ課題の場合は中間時点）において成果を文科省へ報告する。

⑦: 評価（主体: 文科省）
報告について、審査評価会において、評価を実施。

平成21年度 宇宙利用促進調整委託費 審査要項

平成21年7月6日
文部科学省研究開発局

1. 審査方法

外部有識者からなる宇宙利用促進調整委託費審査評価会（以下、審査評価会）において、各プログラムの審査基準（「評価項目及び審査基準」（別添））に基づき書面審査及び必要に応じて面接審査を行い、その結果を踏まえ、採択する課題を選定する。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

- ・ 採択にあたっての条件が付された場合、当該提案の代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定する。
- ・ 採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。また、不採択については、その理由を付すものとする。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択提案の概要を公開する。

3. 守秘義務及び利益相反

(1) 利害関係者の不参加

提案と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該提案の書面審査及び面接審査を行わないこととする。また採択の議決にあたり、当該提案の採否については意見を述べないこととする。

<利害関係の範囲>

- 1) 委員が本事業の参画者となっている場合
- 2) 委員が所属する組織（大学・独立行政法人等の機関においては同一の学部・研究科・研究所等）の構成員が本事業の参画者となっている場合
- 3) 委員と密接な関係にあるもの（共同研究をおこなっているもの、親族等）が本事業の参画者となっている場合
- 4) 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと審査評価会等が判断する場合

(2) 守秘義務について

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理する。

評価項目及び審査基準

I. 衛星データ利用を促進する手法等の実証プログラム

①実施内容の妥当性

- ・プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ・現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ・宇宙利用促進に大きく寄与する効果があるか。
- ・社会的な効果(公益性、実用性、インパクト等)が大きなものか。
- ・他機関、他地域への波及効果が期待できるものか。
- ・宇宙利用の必要性があるか。
- ・実施するに当たっての緊急性があるか。
- ・委託事業終了後の継続性も見据えた計画、体制となっているか。
- ・なお、情報や技術サポートの提供や体制整備を行うだけでなく、その手法がもたらす効果を検証するものであること。

②実施計画の妥当性

- ・達成目標に対して実施計画が適当であるか。
- ・達成目標に対して経費が適当であるか。
- ・達成目標に対して実施手法が適当であるか。
- ・達成目標に対して期間の設定は適当であるか。

③実施体制の妥当性

- ・課題を実施するために必要な人材、施設・設備等が確保されているか。
- ・主管実施機関及び共同参画機関(以下、「参画機関」という)又は代表者及び全ての共同参画者(以下、「参画者」という)の責任体制が明確かつ適切に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。
- ・代表者は、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。
- ・参画者が所属する機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。

④その他

- ・国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。
- ・なお、内容の優劣に大きな差が無い場合、新規に宇宙利用分野に参画する代表者の提案課題を高く評価することとする。

Ⅱ. 衛星データ利用のための技術開発プログラム

①実施内容の妥当性

- ・プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ・現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ・宇宙利用促進に大きく寄与する効果があるか。
- ・社会的な効果(公益性、実用性、インパクト等)が大きなものか。
- ・他機関、他地域への波及効果が期待できるものか。
- ・開発内容に新規性・独創性があるか。
- ・委託事業終了後の課題継続性も見据えた計画、体制となっているか。

②実施計画の妥当性

- ・実施計画が適当であるか。
- ・達成目標に対して計画と経費が適当であるか。
- ・達成目標に対して実施手法が適当であるか。
- ・達成目標に対して期間の設定は適当であるか。

③実施体制の妥当性

- ・課題を実施するために必要な人材、施設・設備等が確保されているか。
- ・参画機関又は参画者の責任体制が明確かつ適切に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。
- ・代表者は、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。
- ・参画者が所属する機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。

④その他

- ・国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。
- ・なお、内容の優劣に大きな差が無い場合、新規に宇宙利用分野に参画する代表者の提案課題を高く評価することとする。

Ⅲ. 衛星データを利用した新規利用開拓プログラム

①実施内容の妥当性

- ・プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ・現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ・宇宙利用促進に大きく寄与する効果があるか。
- ・社会的な効果(公益性、実用性、インパクト等)が大きなものか。
- ・他機関、他地域への波及効果が期待できるものか。
- ・新規性・独創性があるか。
- ・委託事業終了後の課題継続性も見据えた計画、体制となっているか。

②実施計画の妥当性

- ・実施計画が適当であるか。
- ・達成目標に対して計画と経費が適当であるか。
- ・達成目標に対して実施手法が適当であるか。
- ・達成目標に対して期間の設定は適当であるか。

③実施体制の妥当性

- ・課題を実施するために必要な人材、施設・設備等が確保されているか。
- ・参画機関又は参画者の責任体制が明確かつ適切に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。
- ・代表者は、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。
- ・参画者が所属する機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。

④その他

- ・国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。
- ・なお、内容の優劣に大きな差が無い場合、新規に宇宙利用分野に参画する代表者の提案課題を高く評価することとする。

IV. 衛星データ利用のための人材育成プログラム

①実施内容の妥当性

- ・プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ・現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ・宇宙利用促進に大きく寄与する効果があるか。
- ・社会的な効果(公益性、実用性、インパクト等)が大きなものか。
- ・他機関、他地域への波及効果が期待できるものか。
- ・委託事業終了後の課題継続性も見据えた計画、体制となっているか。
- ・人材育成手法に関する場合は、育成する人材像が明確になっているか。なお、その手法がもたらす効果を検証するものであること。
- ・若手研究者等による研究の場合は、新規性や独創性があるか。

②実施計画の妥当性

- ・実施計画が適当であるか。
- ・達成目標に対して計画と経費が適当であるか。
- ・達成目標に対して実施手法が適当であるか。
- ・達成目標に対して期間の設定は適当であるか。

③実施体制の妥当性

- ・課題を実施するために必要な人材、施設・設備等が確保されているか。
- ・参画機関又は参画者の責任体制が明確かつ適切に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。
- ・代表者は、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。
- ・参画者が所属する機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。

④その他

- ・国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。
- ・なお、内容の優劣に大きな差が無い場合、新規に宇宙利用分野に参画する代表者の提案課題を高く評価することとする。

V. 準天頂衛星システム利用促進プログラム

①実施内容の妥当性

- ・プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ・現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ・準天頂衛星の利用促進に大きく寄与する効果があるか。
- ・社会的な効果(公益性、実用性、インパクト等)が大きなものか。
- ・他機関、他地域への波及効果が期待できるものか。
- ・準天頂衛星の特徴を十分に活かしたものとなっているか。
- ・開発等のリスクの低減に配慮されているか。
- ・準天頂衛星初号機による技術実証・利用実証の計画と整合のとれた計画、体制となっているか。

②実施計画の妥当性

- ・実施計画が適当であるか。
- ・達成目標に対して計画と経費が適当であるか。
- ・達成目標に対して実施手法が適当であるか。
- ・達成目標に対して期間の設定は適当であるか。

③実施体制の妥当性

- ・課題を実施するために必要な人材、施設・設備等が確保されているか。
- ・参画機関又は参画者の責任体制が明確かつ適切に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。
- ・代表者は、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。
- ・参画者が所属する機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。

④その他

- ・国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。